

「林野火災注意報」・「林野火災警報」運用開始

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、鎮火までに約1か月半を要し、林野約3,370ヘクタール、住宅87棟、住宅以外135棟が焼損し、1名が亡くなるという大惨事となりました。

この火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めることを目的として林野火災注意報、林野火災警報を新設しました。

林野火災が発生した場合は、消火が困難となり大きな火災に発展しやすく非常に危険です。みなさまの生命や財産を守るために、ご理解とご協力をお願いします。



林野火災注意報

林野火災の予防上、注意を要する気象状況となったときに「林野火災注意報」を発令します。

「林野火災注意報」が発令された場合は、火の使用制限の努力義務の対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないよう努めなければなりません。(**努力義務**)

林野火災警報

さらに、林野火災の予防上危険と認めるときに「林野火災警報」を発令します。

「林野火災警報」が発令された場合は、火の使用制限の対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはいけません。

(罰則のある義務)

火の使用制限に従わない場合、30万円以下の罰金または拘留に処されることが消防法に定められています。

「林野火災注意報」・「林野火災警報」の「発令基準」と「発令期間」

○ 林野火災注意報

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下であるとき。
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

※①②のいずれか

○ 林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発表されたとき。

○ 発令期間

林野火災注意報・林野火災警報は12月から翌年5月までの間に発令されます。

次の「火の使用制限」について努力義務又は義務が課されます。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火（花火）を消費しないこと。
- 3 火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物附近で喫煙をしないこと。
- 5 林野火災の発生危険が大きいと認めた区域内で喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報または林野火災警報発令中における火の使用制限の対象区域は次の町丁目の「林野部分」となります。

甲府市	北部	御岳町・上蒂那町・下蒂那町・黒平町・高町・草鹿沢町 和田町・古府中町・岩窪町・湯村三丁目・緑が丘二丁目 平瀬町・上積翠寺町・下積翠寺町・東光寺町・善光寺町 山宮町・羽黒町・小松町・元紺屋町・愛宕町・竹日向町 横根町・桜井町・猪狩町・川窪町・高成町・塔岩町 塚原町・酒折町
	南部	上曾根町・下曾根町・上向山町・下向山町・右左口町 中畠町・心経寺町・梯町・古関町
甲斐市		上芦沢・下芦沢・亀沢・上福沢・下福沢・神戸・上菅口 下菅口・安寺・漆戸・獅子平・打返・吉沢・千田・牛匂 大久保
中央市		木原・大鳥居・関原



お問い合わせ先：甲府地区広域行政事務組合消防本部

- ・消防本部警防課：055-222-1269
- ・消防本部予防課：055-222-1291
- ・消防本部（夜間・土日・祭日）

055-222-0119（代表）

甲府地区広域行政事務組合消防本部 HP

<https://www.kfd.or.jp>